交野市立妙見坂小学校他２校

高圧電気設備賃貸借仕様書

交 野 市 教 育 委 員 会

第1条.目　的

高圧電気設備の老朽化により漏電火災等の危険があるため当該設備の更新をリース方式により実施するものである。

第2条.件　名

交野市立妙見坂小学校他２校　高圧電気設備賃貸借

第3条.納入場所

交野市立妙見坂小学校	交野市妙見坂 7-20-1
交野市立星田小学校	交野市星田 3-33-4
交野市立第三中学校	交野市星田 8-67-1

第4条.賃貸借期間

4.1.賃貸借開始日

令和４年４月１日と定める。

受注者は、賃貸借開始日までに本賃貸借機器等の製作・搬入・据付・通電・試験・調整、検査、届出を完了すること。

4.2.借入期間

本事業の賃貸借期間は、令和４年４月１日から令和 19 年３月 31 日の 15 年(180 ヶ月)とする。

4.3.借入期間終了後の引き上げ

賃貸借期間が満了した翌日をもって、受注者は当該設備等を無償で発注者に譲渡すること。これにより、撤去等の責は発注者が負うものとする。

4.4.工事期間

契約締結日から令和４年３月 31 日までとし、翌４月１日から運用開始できるように完成図書を含む一切の書類を提出すること。

4.5.留意事項

(1)本契約は、中途解約不可のリース契約とし、契約を変更又は解除する場合は、受注者は残存リース料全額の支払いを受けることができるものとする。

(2)受注者の負担により付保する動産総合保険は、時価保険(残賃貸借料を上限とする保険金額)とする。

(3)事業費に当該機器の保守点検費用は含まない。

(4)中途解約となった場合の当該設備の撤去費用については、発注者の負担とする。

第5条.工事概要

工事の概要は下表の通りとする。

なお、工事により排出する撤去品等を適法かつ有効に処分すること。

（表：工事概要一覧表）

No	工事対象	妙見坂小	星田小	第三中	備　　考
1	屋外キュービクル新設	○	○	○	3面体1式型
2	高圧気中開閉器（PAS）新設	―	○	○	装柱材等の付帯工事を含む エスロンロープは予備を1式納入する
3	高圧ケーブル更新	―	―	○	同　上
4	PAS　エスロンロープに取替	○	―	―	操作紐の強化対策
5	引込柱支線補強	○	―	―	
6	高圧危険標識新設	○	○	○	フェンス入口扉に設置
7	消火器収納箱更新	○	○	○	既設箇所で取替
8	消火器安全標識更新	○	○	○	同　上
9	フェンス更新	○	―	―	保安用フェンスの老朽化対策
10	土間コン打設	―	―	○	除草対策
11	接地測定箱の新設	○	○	○	
12	受電点の接地工事	―	○	○	A種接地工事
13	QB周辺の配管塗装	―	○	―	マンセル2.5YR7/6

第6条.工事の詳細

6.1.屋外キュービクル新設

「学校平面図及び配置図」「キュービクル外観図」のとおりとする。キュービクル式高圧受変電設備（以下、盤という。）の製作及び設置については次の通りとする。

⑴公共建築工事標準仕様（以下、標準仕様という。）に基づき、盤の設置等を行うこと。但し、盤はメーカーの標準仕様とする。

⑵製作にあたっては添付図面を参考に承諾図を作成し、監督職員の承認後、製作すること。

⑶承諾図の作成にあたっては、現地調査を十分に実施して作成すること。既設盤の詳細については、別表 1「負荷名称」を参考とするが、新設するキュービクルの負荷名称、ブレーカ容量及びブレーカ数については別途協議により決定する。

⑷変圧器はトップランナー変圧器 2014 以上を採用すること。

⑸ケミカルアンカーボルト及び据付ボルト等は建築設備耐震設計・施工指針に基づいて選定すること。

⑹害虫の侵入や発錆、雨水等を防止する機能を有し、底板とチャンネルベースを具備すること。

⑺電力会社や保守会社が設置している監視装置等について、寸法や仕様確認を行い保守が容易な位置に配置し、必要な電源を確保すること。

⑻盤キーはハンドル（A140-1-1-5Y7/１）１つに付き、２個納品すること。

⑼視認性の良い箇所にサーモラベルを貼り付けること。

⑽点検窓は、網入り強化ガラスとし、窓パッキンは劣化しにくい材質を使用すること。

⑾換気扇を取付けること。

⑿トランスの圧力ゲージを取付けること。

⒀星田小学校はＨ３００mm程度の折畳式踏み台を納入すること。

⒁星田小学校は漏電監視装置(KYORITU lor 漏電監視ロガー KEW5050 相当品)を１台とクランプセンサを４本納入すること。

⒂盤面に施工者銘板を取付けること。詳細は「キュービクル外観図」のとおり。

⒃盤図面を電子データ（jwcad）で提出すること。

⒄予備品等は公共建築基準に準じること。

6.2.高圧負荷開閉器（PAS）新設及び装柱材更新

PAS の操作紐はエスロンロープ仕様とすること。エスロンロープの予備を１式納入すること。詳細は「学校平面図及び配置図」「受電点詳細図」のとおりとする。

6.3.高圧ケーブル更新

「学校平面図及び配置図」のとおりとする。

6.4.PAS エスロンロープに取替

妙見坂小学校の PAS 操作紐をエスロンロープ仕様に取り替えること。「学校平面図及び配置図」のとおりとする。

6.5.高圧引込柱の支線補強

妙見坂小学校の支線を改修する。詳細は「妙見坂小学校高圧引込柱支線改修図」のとおりとする。

6.6.高圧危険標識新設

「付帯工事概要図」のとおりとする。

6.7.消火器収納箱更新

「付帯工事概要図」のとおりとする。

6.8.消火器 JIS 安全標識更新

「付帯工事概要図」のとおりとする。

6.9.フェンス更新

「付帯工事概要図」のとおりとする。

6.10.土間コンクリート打設

「付帯工事概要図」のとおりとする。

6.11.接地測定箱の新設

「受電点詳細図」のとおりとする。

6.12.受電点の接地工事

「学校平面図及び配置図」「受電点詳細図」のとおりとする。

6.13.ＱＢ周辺の配管及び風よけの塗装

「学校平面図及び配置図」のとおりとする。

第7条.中間(工場)検査

受注者は、キュービクルの現地搬入前に、中間(工場)検査請求書を提出し、発注者の立会いの下、受験しなければならない。

7.1.検査実施項目は以下のとおりとする。

・外観、構造、寸法検査　・塗装（膜厚測定を含む）　・特性試験

・絶縁耐力試験　・絶縁抵抗測定　・機能動作試験　・シーケンス試験

7.2.製作完了後、発注者の立会検査の有無にかかわらず製作工場において社内検査を実施し、その検査結果について報告すること。

7.3.受注者は、工場検査の 14 日前までに、スケジュール、検査項目、検査方法、検査要領書、判定基準（基準値、許容値、適用規格等)、試験機器等一覧表、計器類の校正票を記載した検査要領書を添えて中間（工場）検査請求書に提出し承諾を得ること。

7.4.受注者は、工場検査を行う項目について事前に社内検査を行い、その結果を立会検査の２日前までに発注者に報告すること。

7.5.受注者は、中間（工場）検査が完了後、速やかに検査結果報告書を提出すること。なお、指摘事項は直ちに是正すること。

7.6.工場試験の項目及び内容は、原則として関係法規並びに JIS、JEC 及び JEM 等の規格に準拠して行うこと。

なお、JIS 等の規格がないものについては、発注者と協議の上、決定すること。

7.7.工場検査の実施場所は、可能な限り同一工場とし、検査が能率的かつ正確に実施できるように努めるものとする。

7.8.工場試験の際、受注者は社内試験担当責任者を立ち会わせること。

7.9.試験成績書は完成図書に製本して提出すること。

第8条.基本要件

8.1.受注者は契約後、直ちに施工計画書（全体工程表、作業体制表含む）を提出して発注者に工事説明を行うこと。

8.2.受注者は施工にあたり、法令に定められた手続きを実施する場合は、発注者の承認（場合によって決裁を受けて）を得て施行すること。

8.3.資材の搬入を行う場合は、1 週間前に詳細な施工及び作業内容、範囲、作業名、スケジュールおよび使用車両を発注者に報告し、了解を得ること。

8.4.本仕様書に明記されていない事項であっても、本調達機器が正常稼働するために必要な物品の納入、調整作業等については、受注者の責任において対応すること。

8.5.本調達の導入に当たり第三者に損害等を場合は、受注者の責任と負担において対処すること。

8.6.本調達機器の導入にあたり、停電を伴う場合には、原則、休校日の９：00 から 18：00 に実施すること。また、事前にその計画について発注者の了解を得ること。

第9条.留意事項

9.1.当該設備の更新に停電が必要なため休校日に実施するが、休校日においても最低限度の電源が必要となるため、既設トランスの半量程度の発電機等を準備すること。また、高圧ケーブルの入替工事に当たっては事前調査を十分に行い施工すること。

9.2.既設建物を汚損または破損しないように細心の注意を払って行うこと。また受注者の攻めに帰す事由による構造物及び道路の損傷、土地の踏み荒らし等、第三者に与えた損害に対する費用等はすべて受注者の負担とする。

9.3.受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合及び本仕様書に記載のない事項については、直ちに発注者と協議の上。解決に向け両社とも最善の努力を行うものとし、独自の解釈によって行うことがないように十分注意すること。

9.4.本仕様書に記載無き事項でも、本調達品の施工・運用に必要と認められる事項は発注者と協議の上、実施すること。

9.5.受注者は、発注者との協議の結果を協議の都度作成し、文書あるいは電子メール等にて、3 日以内に提出し、発注者の了解を得ること。

9.6.事業費（消費税を含む）

高圧電気設備の更新費用、動産総合保険、固定資産税、金利、手数料の一切を含む。

第10条.成果物

受注者は以下の書類を 1 部提出すること。

(1) 施工計画書
(2) 協議書
(3) 承諾図、決定図書
(4) 材料確認書
(5) 段階確認書

⑹　試験成績書（工場、現地）

⑺　その他、発注者と協議の上、必要と判断された成果物

第11条.完成図書

11.1.目的

高圧電気設備を適切に維持管理するため完成図書を作成すること。

11.2.図書の体裁

⑴4 本針のチューブファイルの外側は青色、内側は白色に表装すること。

⑵表紙、背表紙に、黒文字５行程度（工事名、完成年月、受注者など）の文字を刻むこと。

⑶中表紙に白色厚紙を使用すること。

⑷図書の厚みは収納する書類により前後するが概ね７～８㎝程度とすること

⑸こよりを５本追加すること。

⑹ビニールコーティングのインデクスに№と目次項目を刻むこと

⑺目次項目

１．目次　２．発注仕様書、図面　３．協議書　４．機器図面 ５．施工図面

６．試験成績書、要領書　７．工事写真　８．許認可書類　９．取扱説明書

１０．その他（指示する資料）

⑻ハッピーファイル（ＤＶＤを綴じるファイルの商品名）＋電子データ

⑼電子データには、目次項目を収録すること。

⑽ＤＶＤの表面に「工事名、完成年月、受注者」を印刷すること。

テプラーでの明示は不可とする。

⑾保証書や定形外の取説類はジッパー付きの袋に収めて綴ること。

11.3.留意事項

完成図書を外注する場合は「文字や綴じる順番や向き」を確認すること。

以上